

IRRS ミッション指摘事項への対応状況

※グレー：昨年度までに対応完了、薄青：今年度これまでに対応が完了したもの、白：対応継続

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
政府の責任と機能	勧告 1【R1】	情報交換プロセス	<p>政府は、原子力と放射線の安全について責任を負っている日本の規制当局<sup>1)</sup>が、調和された効果的な規制監視を実現し、また、それぞれが所管する規制が調和されるよう、政策、許認可、検査及び執行措置に関する情報交換を行うための効果的で協力的なプロセスを構築し実施すべきである。</p> <p>*1:原子力規制委員会のみならず、原子力・放射線安全に責任を有する複数の規制機関を含む</p>	<p>勧告 1は未了である。原子力及び放射線安全の分野で関連する役割を担う機関間のコミュニケーションと協調を改善するためのイニシアティブが行われてきたことは認められるが、そうしたメカニズムは依然非公式であり、共通の関心の的となる事案における相互作用のレベルに変動性がある。</p>	<p>火災防護については、原子力規制庁と消防庁との人事交流等を通して連携を進めている。共同検査を含め、2020 年度から具体的な連携を順次進めていく（検査監督総括課）。</p> <p>厚生労働省との協力関係の構築について今後調整を行う（検査監督総括課）。立入検査結果のうち、従事者の放射線防護に関して、気づき事項の共有など、厚生労働省との連絡体制の構築について 2020 年度中に調整を行う（RI 規制部門）。</p>	<p>火災防護については、原子力規制庁と消防庁との間で、連携についての文書を 2019 年 6 月に発出した。これを受け、2020 年度からの原子力規制検査において地元消防本部と連携した検査を行っている。<b>原子力安全に関係する放射線安全を含めた労働安全の分野について、原子力規制庁と厚生労働省との間で、検査での気づき事項の共有などの連携について 2022 年 3 月に文書を取り交わし、原子力規制事務所が労働基準監督署との意見交換や労働基準監督署の検査への同行などの連携を行っている。今後もこの連携協力を継続して実施することとしており、左記の対応を完了した。（検査監督総括課）。</b></p> <p>放射性同位元素等に関係する従事者の放射線防護についても、2022 年 4 月 1 日付け厚労省との連名文書に基づき、法令報告事象や同法に基づき行う検査等により放射線業務従事者等の放射線防護に係る同法の規定に抵触する事案について、四半期に一度、概要及び改善の状況を取りまとめ厚労省に情報共有を実施している。今後もこの連携協力を継続して実施することとしており、左記の対応を完了した（RI 規制部門）。</p>	RI 規制部門 検査監督総括課
	提言 1【S1】	共同検査委託監督	<p>原子力規制委員会は、共同検査に対する関連機関<sup>2)</sup>との連絡、外部委託した検査の監督に関する改善を検討すべきである。</p> <p>*2:原子力・放射線施設で検査を実施する複数の規制機関</p>	<p>提言 1は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは火災防護分野での合同検査の導入及び委託規制検査に対する監督の改善に関する所見に基づく。</p>	<p>自己評価書に記載した事項の実施に加え、厚生労働省との協力関係の構築について、2020 年度中に調整を行う（検査監督総括課）。立入検査結果のうち、従事者の放射線防護に関して、気づき事項の共有など、厚生労働省との連絡体制の構築について 2020 年度中に調整を行う（RI 規制部門）。</p>	<p><b>原子力安全に関係する放射線安全を含めた労働安全の分野について、原子力規制庁と厚生労働省との間で、検査での気づき事項の共有などの連携について 2022 年 3 月に文書を取り交わし、原子力規制事務所が労働基準監督署との意見交換や労働基準監督署の検査への同行などの連携を行っている。今後もこの連携協力を継続して実施することとしており、左記の対応を完了した。（検査監督総括課）。</b></p> <p>放射性同位元素等に関係する従事者の放射線防護についても、2022 年 4 月 1 日付け厚労省との連名文書に基づき、法令報告事象や同法に基づき行う検査等により放射線業務従事者等の放射線防護に係る同法の規定に抵触する事案について、四半期に一度、概要及び改善の状況を取りまとめ厚労省に情報共有を実施している。今後もこの連携協力を継続して実施することとしており、左記の対応を完了した。（RI 規制部門）。</p>	RI 規制部門 検査監督総括課
	勧告 2【R2】	モニタリング提供者承認	<p>政府は、規制機関に対し、職業被ばくと公衆被ばくのモニタリング及び一般的な環境のモニタリングを行うサービス提供者について許認可又は承認のプロセスの要件を定め、許認可取得者がそれらの要件を満たしていることを確認する権限を与えるべきである。</p>	<p>勧告 2は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が開始した措置が完了に近付きつつあり、既に線量測定及びモニタリングサービス提供者に関する品質の管理の強化に至っているという所見に基づく。</p>	<p>自己評価書に記載した事項の実施に加え、職業被ばくモニタリングに関しては、炉規法においても RI 法の新たな規制要求と同等のものとなるよう引き続き関連規定の整備を必要に応じて進める。</p>	<p><b>測定の信頼性を確保するための措置を加えるため、RI 施行規則改正を実施した。また、この規則改正を具体化するための「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」（以下「予防規程ガイド」という。）の一部改正を行い、左記の対応を完了した。（RI 規制部門）</b></p> <p>RI 法施行規則の改正により導入された放射線測定機器の第三者機関による校正について、原子炉等規制法の規制対象事業者等のうち政令 41 条非該当使用者を除いては、保安規定及び「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（以下「保安措置ガイド」という。）にて措置しているが、政令 41 条非該当使用者に対しては保安規定がないため、放射線測定機器の校正に係る運用について明確化する必要がある。このため、保安措置ガイドに政令 41 条非該当使用者<sup>1)</sup>に対する当該運用につい</p>	RI 規制部門 規制企画課 検査監督総括課

						て追記する改正の検討を進める。(検査監督総括課)	
	指摘事項1	事業者研修プログラムへの参加	—	IRRS チームメンバーは、許認可取得者が提供する研修プログラム及び課程を活用することから規制機関職員が得られる便益も強調した。	現在でも BWR 運転訓練センター、原子力発電訓練センター等での研修を行っているが、更なる活用の可能性について今後検討する。	*1: 炉規制法施行令第 41 条各号に掲げる核燃料物質を使用していない施設の利用者及び炉規制法第 57 条の7に規定する核原料物質を使用する者 規制機関職員の専門性向上を目的として、事業者が実施している研修プログラムを活用する有用性及び実現可能性について、引き続き検討する。	人事課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
規制機関の責任と権限	勧告3【R3】	放射線防護対策	原子力規制委員会は、許認可取得者による放射線防護対策の実施を監視すること、NIRS <sup>3</sup> との協力を通じて、放射線防護の国際基準の策定や関連する研究活動に参加することに、優先度を高くし、一層の資源を配分すべきである。  *3: 国立研究開発法人量子科学技術研究機構放射線医学総合研究所	勧告3は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が許認可取得者の規制監督のほか、放射線防護分野での国際基準の策定及び日本国内での関連する研究活動向けに、追加資源を配分してきたからである。	【完了】	【完了】	防護企画課 RI 規制部門
	勧告4【R4】	組織有効性等	原子力規制委員会は、現在の組織体制の有効性を評価し、適切な横断的プロセスを実施し、年度業務計画の立案に際して利害関係者からの情報収集を強化し、さらに、自らの実績と資源利用を測るツールを開発すべきである。	勧告4は未了である。これは幾つかの分野における顕著な改善を認識する一方、マネジメントシステムの枠組み内で完了すべき任務が残っているからである。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、マネジメントシステム改善に係る2020年度からの新たな計画を策定する。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、2020年7月15日に「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」を策定し、これに基づいて主要プロセスを決定し、主要プロセスのマニュアルの作成を開始した。2021年度中に全ての主要プロセスにおいてマニュアルを策定予定。 2020年度のマネジメントレビューでの業務評価から、業務に投入した資源量を明示した。 マネジメント規程を補完する文書として、「原子力規制委員会マネジメント規程運用の手引き」を2022年10月に策定した。これにより、左記の対応を完了した。	監査・業務改善推進室
	勧告5【R5】	人材育成	原子力規制委員会は、原子力と放射線の安全におけるその規制責任を果たす能力と経験を備えた職員を確保するため、能力の評価、研修プログラムの実施、OJT、内部での職務ローテーション、さらに、TSO(JAEA)、大学、研究機関、国際機関、外国機関との安全研究や協力の充実に関する活動をさらに発展させ実施すべきである。	勧告5は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が勧告に従って活動を実施しているからである。	【完了】	【完了】	人事課 人材育成センター
	提言2【S2】	魅力向上技術維持	原子力規制委員会は、より多くの責任、許認可取得者の安全実績に直接影響を及ぼす能力、原子力産業界の様々な部門を規制する選択肢、国の政策に影響する法的要件を定める能力、そして原子力規制委員会内で上級職員に至る明確なキャリアパスを職員に提供することにより、選ぶべき雇用主としての原子力規制委員会の魅力と、職員の担う役割の向上を目指すことを通じて、新規の技術専門家を獲得するとともに、現職の技術専門家を維持する戦略の策定を検討すべきである。	提言2は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が新人職員を引き寄せ、現職の技術専門家を保持すべく、彼らにインセンティブを与えることによって取り組んでいるからである。	【完了】	【完了】	人事課 人材育成センター
	提言3【S3】	許認可取得者コミュニケーション	原子力規制委員会は、規制審査及び評価の結果を受けて、一層の規制上の期待事項、現在の課題について、許認可取得者/申請者とのコミュニケーションに関するメカニズムの有効性について評価することを検討すべきである。	提言3は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が許認可取得者及び他のステークホルダーとのコミュニケーションの向上に尽力しているからである。	【完了】	【完了】	規制企画課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
規制 機 関 の マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム	勧告6【R6】	統合マネジ メントシステ ム	原子力規制委員会は、所掌業務を遂行するために必要なすべての規制及び支援プロセスに対する統合マネジメントシステムを構築し、文書化し、完全に実施すべきである。マネジメントシステムには等級別扱いを一貫して適用し、文書・製品・記録の管理、及び変更管理などの組織共通のプロセスを組織内すべてに展開すべきである。改善の機会を特定するために、包括的な方法で原子力規制委員会マネジメントシステムの有効性を監視及び測定するようにすべきである。	勧告6は未了である。これは全ての規制プロセス及び支援プロセス向けに新たな原子力規制委員会の統合マネジメントシステムを完成し、文書化し、全面的に実施するための努力が依然進行中であるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	勧告4に記載のとおり。	監査・業務改善 推進室
	提言4【S4】	意識啓発研修	原子力規制委員会は、自らの活動の実施において高度な安全文化を促進かつ持続するために、意識啓発研修又は意識調査などの具体的な対策を導入することを検討すべきである。	提言4は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは規制活動における高水準の安全文化の促進と持続に向けた一連の具体的措置が実施されたからである。	【完了】	【完了】	監査・業務改善 推進室
	提言5【S5】	マネジメント 戦略アプロ ーチ	原子力規制委員会委員は、マネジメントシステム構築に特化した複数年計画の策定に着手し、その実施状況を定期的に審査することによって、このプロジェクトに対する各委員のコミットメントを示し、マネジメントシステムの実施に関する戦略的アプローチを検討すべきである。	提言5は完了とする。これは「マネジメントシステムの改善に向けたロードマップ」が現在、原子力規制委員会マネジメントシステムに加える必要のある変更の実施に役立つよう使用されているからである。	【完了】	【完了】	監査・業務改善 推進室
	提言6【S6】	マネジメント 文書化	原子力規制委員会は、マネジメントシステムが、使用しやすく、規制活動の効果的で一貫した実施を図れるようなものにするため、マネジメントシステムを階層構造にすることを検討すべきである。各プロセスについて、その要件、リスク、相互作用、入力、プロセスの流れ、出力、記録及び測定基準を含めて具体的な説明を記述したものを統一された形式で作成することを検討すべきである。	提言6は未了である。これはマネジメントシステムにおいて、新たに包括的に記載するための努力が依然進行中であるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	勧告4に記載のとおり。	監査・業務改善 推進室

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
許 認 可	提言7【S7】	高経年化対策	原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の高経年化対策に係る3つの既存規制プロセスのインターフェース及び全体としての一貫性を改善することを検討すべきである。	提言7は完了とする。原子力規制委員会は、許認可取得者による資料提出の重複を排除する形で要件を改訂し、老朽化管理の検討に関連する3つのプロセス間で審査に対するアプローチを統合化した。	【完了】	【完了】	—
	勧告7【R7】	施設検査取 り込み	原子力規制委員会は施設検査の結果を放射線源の審査、評価及び許認可プロセスに組み入れるべきである。	勧告7は、勧告の意図を満たすべく原子力規制委員会が講じてきた措置に基づき、完了とする。	【完了】	【完了】	—
	勧告8【R8】	廃止措置計画 サイト解放	原子力規制委員会は、原子力及び放射線施設の供用期間の全段階において廃止措置を考慮することに関する要件、廃止措置の終了後におけるサイトの解放に関する基準を規定すべきである。	勧告8は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。IRRS チームは原子力施設に関するこれまでの進捗に注目した。また原子力規制委員会に対し、廃止措置活動が正常に完了した後の許認可取得者の責任終了について正式な確認証の発行を検討するよう推奨した。	(原子力安全) 自己評価書に記載した事項を継続して実施するが、2019 年内を予定していた原子力施設のサイト解放基準(サイト解放後における代表的個人の線量基準等)の策定期限については、2020 年度内に変更した。  (放射線安全) 許可取消使用者等に対して、廃止措置終了報告を確認した結果その内容が適切であること(立入検査において確認した廃止措置の内容が適切であることを含む。)を確認した旨の連絡文書を発出する。	(原子力安全) 令和3年度第75回原子力規制委員会(令和4年3月30日)において、「廃止措置の終了確認における敷地土壌等の状況の判定に関するガイド」を整備したことから、廃止措置の終了後におけるサイトの解放に関する基準の規定に係る措置は完了した。(研審部門)  (原子力安全) 2023 年度中を目処に、放射性物質の測定方法等に係る技術文書の取りまとめを進めている。(放廃研究部門)  (放射線安全) 許可取消使用者等に対して、廃止措置終了報告が適切であることを確認したことの連絡文を発出することについて 2023 年3月に策定した「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」(以下「立入検査ガイド」という。)において明確化した。これにより、左記の対応を完了した。(RI 規制部門)	研審部門 放廃研究部門 RI 規制部門

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
審査と評価	提言8【S8】	運転経験フィードバック	原子力規制委員会は、現在の運転経験フィードバックプロセスについて、その基準が、安全上重大な事象の報告について十分なものとなっているかどうか、長期停止後の再稼働を含め、得られた教訓が許認可取得者により考慮され、実際に施設における適切かつ適時の対策につながることを確かなものとするようにレビューすることを検討すべきである。	提言8は完了とする。原子力規制委員会は安全関連事象に関する要件を改訂し、そして追加的な規制措置を要する運転経験の反映を評価するスクリーニングプロセスを導入した。	【完了】	【完了】	—
	提言9【S9】	人的組織的要因	原子力規制委員会は、すべての原子力施設について、プラントの設計に人的及び組織的要因とヒューマンエラーに対する十分な体系的考察が、許認可取得者による提出書類において行われることを確かなものとするための規制要件と、これを評価するための能力及び経験を有する原子力規制委員会の資源を十分なものとするについて検討すべきである。	提言9は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これはこれまでに策定されたガイダンス文書と、人的要因及び組織的要因の分野に長けた職員の追加任用に基づく。	【完了】	【完了】	企画基盤課 シス安研究部門 検査監督総括課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
検査	勧告9【R9】	検査制度見直し	政府は、効率的で、パフォーマンスベースの、より規範的でない、リスク情報を活用した原子力安全と放射線安全の規制を行えるよう、原子力規制委員会がより柔軟に対応できるように、原子力規制委員会の検査官が、いつでもすべての施設と活動にフリーアクセスができる公式の権限を持てるように、可能な限り最も低いレベルで対応型検査に関する原子力規制委員会としての意思決定が行えるようにするために、検査制度を改善、簡素化すべきである。変更された検査の枠組みに基づいて、原子力規制委員会は、等級別扱いに沿って、規制検査(予定された検査と事前通告なしの検査を含む)の種類と頻度を特定した、すべての施設及び活動に対する検査プログラムを開発、実施すべきである。	勧告9は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは検査枠組みに関して著しい進捗が達成されていることと、未解決の任務もすぐに完了するであろうという確信による。	【完了】	【完了】	検査監督総括課
	提言10【S10】	検査官訓練再訓練	原子力規制委員会は、検査、関連する評価そして意思決定に関わる能力を向上させるため、検査官の訓練及び再訓練の改善について検討すべきである。	提言10は完了とする。これは原子力規制委員会が検査官の訓練及び再訓練の分野での拡充を実証済みであるからである。	【完了】	【完了】	人事課 検査監督総括課 人材育成センター

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
執行	勧告10【R10】	執行	原子力規制委員会は、不適合に対する制裁措置又は罰則について程度を付けて決定するための文書化された執行の方針を基準とプロセスとともに、また、安全上重大な事象のおそれが差し迫っている場合には是正措置を決定する時間を最小にできるような命令を処理するための規定を策定すべきである。	勧告10は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは新たな執行方針が実施される予定であり、必要な場合は迅速な執行措置を実施する取決めが定められているからである。	【完了】	【完了】	検査監督総括課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
規制とガイド	勧告 1 1 [R11]	規制ガイド見直し	原子力規制委員会は、以下を行うべきである。規則及びガイドを定例的に、また、新たな必要性が生じた場合に評価・見直すためのプロセスの改善及び文書化、必要な場合、規則のガイダンス文書による補完、安全性の向上のための評価に係るガイダンスの改善	勧告 1 1 は完了とする。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を実施した。規則及びマネジメントシステム関連文書の定期的な見直しの具体的なルールを含むマネジメント規程を補完する文書として、「原子力規制委員会マネジメント規程運用の手引き」を 2022 年 10 月に策定した。これにより、左記の対応を完了した。(監査・業務改善推進室)  自己評価書に記載した事項を完了した。(核審部門・検査監督総括課)  「予防規程ガイド」を 2022 年 3 月 16 日に改正した。また「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド(仮称)」、「立入検査ガイド」について、2023 年 3 月に策定した。これにより左記の対応を完了した。(RI 規制部門)	監査・業務改善推進室 RI 規制部門 核審部門 検査監督総括課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
緊急時対応準備	勧告 1 2 [R12]	RI 緊急時ガイド	原子力規制委員会及び他の放射線源の規制当局は、緊急時計画、タイムリーな通報と対応の取決め、等級別扱いを用いた品質保証プログラムに関連する要件を含む、線源に関連する緊急事態に対する準備と対応のための要件とガイダンスを 1 つにまとめて策定すべきである。	勧告 1 2 は完了とする。	【完了】	【完了】	—
	提言 1 1 [S11]	RI 緊急時計画(NRA)	原子力規制委員会は、放射線源に関連する緊急事態に一貫して対応するための計画と手順の強化を検討すべきである。	提言 1 1 は完了とする。これは原子力規制委員会が緊急時対応の計画と手順を、放射線源に関連する緊急事態に一貫性のある形で対応すべく強化し、そして対応体系を整備し、製薬施設の線源については厚生労働省と協力して放射線源に対応するというマニュアルを策定したことに基づく。	【完了】	【完了】	—
	勧告 1 3 [R13]	EAL	原子力規制委員会は下記を策定すべきである。発電用原子炉施設以外の原子力施設に関する緊急時活動レベル式、すべての原子力事業者が緊急時活動レベルを即時に識別できるようにするためのガイダンス、原子力施設周辺の緊急時計画区域内の公衆に対する情報の提供に許認可取得者が準備段階で参加していることを検証する手続き	勧告 1 3 は完了とする。これは原子力規制委員会が全ての原子力施設について EAL を定義するための完全な一連のガイダンスを定めたことに基づく。原子力規制委員会は、原子力事業者が通常条件下で公衆に情報を提供する場合に再検討及び確認する手順も整備した。	【完了】	【完了】	—
	提言 1 2 [S12]	緊急作業一貫性	政府は関連当局 <sup>*4</sup> が同等の任務を行う緊急作業者の区分に応じて一貫性のある要件を定めるよう検討すべきである。  <sup>*4</sup> : 緊急作業者に対する措置を規制する複数の規制機関	提言 1 2 は完了とする。これは同様の任務を遂行する緊急作業者のカテゴリーが一貫していると確認されたことに基づく。	【完了】	【完了】	—
	指摘事項 2	GSR part7 への適合及び EPREV ミッションの受け入れ	—	原子力規制委員会は近年、緊急事態に対する準備と対応の枠組み、特に防護戦略の策定において、著しい進捗があった。この進捗には運用上の介入レベル(OIL)と緊急時活動レベル(EAL)の策定に伴う作業が含まれる。IRRS チームは原子力規制委員会に対し、関連当局と共同で、関連当局の現在の EPR 枠組みを再検討し、GSR part7 の要件遵守における相違の有無を判断し、相違がある場合は GSR part7 に従って要件を実施するために必要な適切な規制要件及び補助文書を策定することを勧める。また IRRS チームは日本政府に対し、EPREV ミッションを要請すること	原子力規制委員会が所管する EPR について、GSR part7 の要求事項との適合性を評価し、同評価を踏まえて必要な対応を行う。	原子力規制委員会が所管する緊急時の準備と対応(EPR)に係る検討は、GSR part7 の要求事項への適合性に関する検討を踏まえて継続的に実施している。  例えば、緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの基本的実施事項に係る整理については、GSR part7 で求める汚染や放射線被ばくによる健康影響が生じる可能性がある者の特定等に係る要件等を、防災業務関係者の放射線防護対策に係る整理については、GSR part7 で求める緊急時作業者の被ばく限度に係る要件等を考慮した上で検討を行い、同検討結果を踏まえて、2022 年 4 月及び同年 7 月にそれぞれ原子力災害対策指針を改正したところ。	防護企画課

				を勧める。		また、EPREV ミッションの受入れについては、現時点においては同ミッションの受入れに関する政府全体の方針や計画について引き続き検討を行っているところ。	
--	--	--	--	-------	--	--	--

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
輸送	フォローアップ勧告1【RF1】	SSR-6 要求事項の規制文書化	—	原子力規制委員会は、特別形放射性物質、(第2)表に掲載されていない放射性核種の数値及び機器又は物品の規制免除運搬物のための代替放射能限度の承認プロセスを、規制関係の文書において指定すべきである。	【完了】	【完了】	RI 規制部門 研審部門 核審部門
	フォローアップ勧告2【RF2】	輸送物設計承認書記載事項見直し	—	原子力規制委員会は、設計承認の証明書に、SSR-6 の要求事項との整合を確保するように項目を追加すべきである。	【完了】	【完了】	RI 規制部門 核審部門
	フォローアップ提言1【SF1】	承認書等記載内容関連付け	—	原子力規制委員会は、容器承認書及び運搬確認書の構成と内容を、関連する輸送物設計承認書の参照が含まれ、容器承認書と運搬確認書のいずれについても整合的で相互に連動する構成と内容が達成されるよう、改正することを検討すべきである。	核燃料物質等の輸送に係る容器承認書に核燃料輸送物設計承認書の内容が関連づけられるように、関係省庁と調整の上、必要な改正手続きを進める(核審部門)。  運搬確認証と核燃料輸送物設計承認書の内容の関連づけについては、容器承認書の対応内容と整合するよう検討し、運搬物確認の運用ガイドに反映する(核監部門)。  RI 物質の輸送容器の設計承認の内容が関連付けられるように容器承認書の記載事項を見直し、同様に運搬確認証についても、容器承認の内容が関連付けられるように記載事項を見直す(RI 規制部門)。	左記の対応方針に記載した事項を完了した。(核審部門、核監部門)  容器承認書の記載内容関連付けについては、記載事項を見直し、項目を追加すべく、外運搬告示・RI 法施行規則を改正し、2021 年1月1日付けで施行した。運搬確認証における容器承認内容の関連付けについては、2022 年6月21 日に策定した「放射性同位元素等の輸送に係る設計承認、容器承認、運搬物確認に関する業務の流れについて」(以下「審査の流れ」という。)において示した。これにより、左記の対応を完了した。(RI 規制部門)	RI 規制部門 核審部門
指摘事項3	設計承認審査ガイダンス文書	—	原子力規制委員会は、核燃料物質と放射性同位元素の輸送物設計承認、容器承認及び運搬物確認について、詳細な申請文書に基づいて審査と評価を行う。しかし、IRRS チームの指摘事項として、申請者による輸送物設計の安全評価の技術的審査に関して内部で文書化されたガイダンスが存在しない。IRRS は原子力規制委員会に対し、係る内部ガイダンスを策定していただくよう勧める。	核燃料輸送物設計承認の審査のための内部のガイダンス文書(審査業務の流れ)の2020 年上半期中の策定を目指す(核審部門)。  容器承認及び設計承認に係る審査業務の流れについて記載した内部のガイダンス文書の策定を行う(RI 規制部門)。	自己評価書に記載した事項を完了した。(核審部門)  容器承認及び設計承認に係る審査業務の流れについて、2021 年1月1日付けで施行した外運搬告示、RI 法施行規則の改正を踏まえ、2022 年6月21 日に審査の流れを策定した。これにより、左記の対応を完了した。(RI 規制部門)	RI 規制部門 核審部門	
フォローアップ勧告3【RF3】	検査対象物拡張	—	原子力規制委員会は、等級別扱いに基づいて、輸送に関する製造、保守及び準備に係る通告及び無通告の立入検査を含む検査計画を、全ての種類の輸送物に拡大すべきである。また原子力規制委員会は、輸送の荷送人と荷受人の放射線防護計画も検査すべきである。厚生労働省は検査プログラムを適宜、等級別扱いに基づいて再検討及び改訂すべきである。	検査対象物の拡張については、新検査制度において、核燃料物質を内包する全ての型式の輸送物を検査の対象としている。検査頻度を含む検査計画については、グレーデッド・アプローチを考慮して作成する。荷送人、荷受人の放射線防護計画については、IAEA 安全基準(SSR-6)の放射線防護の要求事項への事業者の適合性について、保安規定や保安の措置を踏まえ、所要の検査を行っていく(核監部門)。  RI 物質の輸送物に対する検査に関しては、現時点において個別の実地検査の対象となっている1PBq を超える B 型輸送物に加え、他のすべての型の輸送物(1PBq 以下の B 型輸送物、A 型輸送物、IP 型輸送物及び L 型輸送物)についても事業所の立入検査により、輸送物に係る技術基準適合を被規制者が適切に確認する手順・体制を確立できているかどうか及び被規制者が行った確認の記録の確認を行うこととし、確認方法を立入検査ガイドに反映する。立入検査の対象者については、グレーデッド・アプローチを考慮して立入検査の年間計画に定め、計画的に実	左記の対応方針に記載した事項を完了した。(核監部門)  RI 物質の輸送物に対する検査に関する、確認方法を記載した立入検査ガイドを2023 年3 月に策定し、同日付けで改正した立入検査実施要領において、立入検査の際は当該ガイドを参照することを示した。これにより、左記対応を完了した。(RI 規制部門)	RI 規制部門 核監部門	

					施する。また、被規制者の事業所における従業者の放射線防護措置を検査する中で、荷送人・荷受人の放射線防護計画についても確認することとし、確認方法を立入検査ガイドに反映する(RI 規制部門)。		
	フォローアップ勧告4【RF4】	輸送緊急時対応訓練	—	原子力規制委員会は、他の関係する所管官庁と協力して、放射性物質の陸上輸送時の原子力及び放射線災害に対応するための緊急措置が定期的に試行(訓練)されるようにすべきである。	【完了】	【完了】	緊急事案対策室

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針(R2/3/11 委員会資料)	2022年度の進捗・今後の予定	担当課室
追加的事項	フォローアップ勧告5【RF5】	放射線防護最適化	—	原子力規制委員会は、線量(又はリスク)拘束値を必要に応じて使用することを含め、最適化に向けたアプローチを強化し、全ての施設及び活動を通じて最適化原則を一貫した形で適用することを促進すべきである。	立入検査において「業務の改善」の一項目として行う防護の最適化に向けた取り組みが適切に実施されているかどうかを確認すべく、現在策定中の立入検査ガイドに検査対象事項及び検査手法等を定める(RI 規制部門)。	防護の最適化に向けた取り組みを業務の改善の一項目として、適切に実施されているかどうかを確認するための検査手法等定めた立入検査ガイドを2023年3月に策定した。これにより、左記対応を完了した。(RI 規制部門)	防護企画課 RI 規制部門
					放射線審議会が2018年1月にとりまとめた「放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応-」における最適化の考え方について、引き続き、関係行政機関に周知するなど、関係行政機関との連携を図る(防護企画課)。		

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針(R2/3/11 委員会資料)	2022年度の進捗・今後の予定	担当課室
インターフェイス	提言13【S13】	安全・セキュリティインターフェイス	原子力規制委員会は、原子力安全及びセキュリティを統合された形で評価、監視及び実行する取決めの改善を迅速化することを検討すべきである。	提言13は完了とする。これは安全審査担当部門とセキュリティ担当部門の間での調整アプローチの実施に基づく。	【完了】	【完了】	—